

横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱

全部改正 令和3年4月2日経商第255号（局長決裁）
最近改正 令和5年3月30日経商第1609号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、商店街の店舗が空き店舗になることを防ぎ、市民生活の利便性の向上と商店街の活性化に資することを目的として、個店の活力を回復し、事業継続につながる魅力ある事業を新たに実施する事業者に対して交付する、商店街個店の活力向上事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 補助金の交付に関しては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (2) 「商店会」とは、次に掲げる横浜市内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体
 - エ その他アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街団体
- (3) 「事業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく中小企業者（以下「中小企業者」という。）又は各種団体で店舗経営を行う者をいう。ただし、以下のいずれかに該当する場合は除く。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業
 - イ みなし大企業
 - ウ 政治活動及び宗教活動を行う団体
 - エ その他公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある者
- (4) 前号イの「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - ア 一の大企業（中小企業者以外の者。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している場合
 - イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - ウ 役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合

（補助対象者）

第3条 この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる事項を満たす商店会加盟の事業者又は商店会で、当該年度内に、交付決定された課題解決につながる新規事業を開始した者とする。

- (1) 本補助金申請の日以前に、横浜市内の商店街内で1年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいること。ただし、百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗は除く。
- (2) 商店会にあっては、設立後1年を経過していること。
- (3) 2年以上継続して事業を行うことが見込まれること。
- (4) 別表1に掲げる事業内容の店舗を週4日以上開設し、継続的に事業を行うこと。
- (5) 事業に際して法律に基づく資格が必要な場合には、当該資格を有し、又は新規事業の開始までに有する見込みがあること。
- (6) 市町村民税（特別徴収分・普通徴収分）を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第55号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (8) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）でないこと。

- (9) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。
- (10) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当しないこと。
- (11) 過去、本事業（商店街第二創業支援事業を含む）による補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 補助率は、補助対象経費の2分の1、補助限度額は100万円とする。
- 3 前項において、補助金額の算出に当たり千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。
- 4 国等から同趣旨の補助金を受ける場合、その部分は補助の対象外とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、商店街個店の活力向上事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。また、市長は、事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求めることができる。

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
 - (2) 個人にあっては税務署の受領印のある個人事業の開業・廃業等届書の写し、法人にあっては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあっては定款又は規約等の写し
 - (3) 法人、商店会及び各種団体にあっては、直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し
 - (4) 商店会にあっては、事業計画を承認する総会等の議事録の写し
 - (5) 市町村民税納税証明書又は非課税証明書
 - (6) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
 - (7) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は受領印のある個人事業の開業・廃業等届書の写し
 - (8) 新規事業に際して法律に基づく資格が必要な場合には、当該資格を証する書類の写し
 - (9) 店舗の写真（外観1枚以上及び内観3枚以上）
 - (10) その他、市長が必要と認める書類
- 2 補助金規則第24条ただし書に規定する市内事業者による入札又は2者以上の見積書の徴収を行わない場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 市内事業者によらない場合
 - ア 事業の特殊性・専門性から、市内事業者では施工・調達が困難であると市長が認めたとき。
 - イ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。
 - (2) 市内事業者による入札又は2者以上の市内事業者からの見積書の徴収を行わない場合
 - ア 特許や商標登録等を使用した事業で、権利所有者以外の者と契約する場合、明らかに高額であると市長が認めたとき。
 - イ その他、工事等の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認めたとき。
- 3 市長は、本条第1項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて、経営に関し専門の知識又は経験を有する者、その他市長が必要と認める者（以下「専門家等」という。）へ提供することができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度内において条件を付すことができる。
- 3 市長は、補助金を交付する決定をしたときは、商店街個店の活力向上事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、前条の交付申請書等を提出した者（以下、「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、商店街個店の活力向上事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

- 5 申請者は、第3項の交付決定通知書の交付を受けるまでは、当該申請に係る事業を開始してはならない。
- 6 市長は、審査に当たって、専門家等及び行政関係者から意見等を聞くことができる。専門家等は、書面等により知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市が公表した情報については、この限りではない。

(審査)

第7条 市長は、複数の審査員を指名し、別表3に掲げる審査基準に基づき審査する。

- 2 市長は、申請した者に対して面接等への出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が、補助金規則第9条第1項の規定により申請の取下げを行う場合は、商店街個店の活力向上事業補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更等の承認申請等)

第9条 交付決定通知書の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更する場合は、事前に商店街個店の活力向上事業変更承認申請書(第6号様式。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、商店街個店の活力向上事業変更承認通知書(第7号様式)により、補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者が、事業開始後2年未満で事業を中止又は廃止若しくは店舗を移転する場合は、事前に、商店街個店の活力向上事業廃止等届出書兼取得財産等処分届出書(第8号様式。以下「廃止等届出書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の廃止等届出書の提出を受けたときは、第15条の規定に基づき、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付決定を取り消した場合、市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の3月31日までに、商店街個店の活力向上事業実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は事業内容や必要に応じて、添付書類の省略や追加を求める事ができる。

- (1) 事業報告書(第9号様式の2)
- (2) 契約書等の写し。ただし、店舗改装工事を伴わないもので、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類(領収書等)の写し
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) 印刷物等の成果物
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、審査及び必要な調査等を行い、補助金の交付額を確定するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、当該事業の交付決定通知書に記載された補助金交付決定額を上回らないものとする。

- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、商店街個店の活力向上事業補助金交付額確定通知書

(第 10 号様式) により、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは商店街個店の活力向上事業補助金交付請求書(第 11 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受けた日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 13 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分制限期間は、事業開始後 2 年間とする。

2 補助事業者は、前項に規定する期間が経過する前に当該財産の処分をする場合、商店街個店の活力向上事業取得財産等処分届出書(第 12 号様式。以下「処分届出書」という。)を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の処分届出書の提出を受けたときは、第 15 条の規定に基づき、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告)

第 14 条 市長は、事業開始後 2 年間、補助事業者に対し、商店街個店の活力向上事業状況報告書(第 13 号様式。以下「報告書」という。)により状況報告を求める事ができる。

2 補助事業者は、補助金規則第 12 条の規定に基づき市長から報告を求められた場合は、速やかに、報告書を市長へ提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が事業開始後 2 年未満で事業を中止又は廃止若しくは店舗を移転する場合

(2) 補助事業者が第 3 条の要件を満たさなくなった場合

(3) 補助事業者が第 13 条に規定する財産の処分制限期間内に、事業に要した財産を処分する場合

(4) 補助金規則第 19 条の規定のいずれかに該当する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行わないことができるものとする。

(1) 地震、火災等自然的又は人為的な事象により、申請者の責めに帰すことができないもの

(2) その他、市長が特にやむを得ないと認めた場合

3 第 1 項の規定により取消しをした場合は、商店街個店の活力向上事業補助金交付決定取消通知書(第 14 号様式)により、補助事業者に対して通知するものとする。

4 市長は、第 1 項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

5 市長は、前項の規定により返還を命ずる事由が、第 1 項第 1 号及び第 2 号のいずれかに該当する場合、別表 4 に定める割合に応じて店舗改装費に係る補助金のみの返還を命ずるものとする。

6 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、補助金等の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、その交付を一時停止することができるものとする。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間とする。

(警察本部への照会)

第 17 条 市長は、必要に応じ、第 3 条第 7 号から第 10 号までの該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 2 日から施行する。
(全部改正による要綱廃止)
- 2 横浜市商店街個店の活力向上事業補助対象者選考要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 5 条第 1 項に定める申請の受付期間は、令和 5 年 3 月 31 日までとし、第 14 条に定める状況報告を求めることができる期間は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

別表1（第3条第4号）補助金の対象となる事業内容

平成25年10月改定の日本標準産業分類における次の分類のいずれかに該当する事業内容又は商店会が実施する事業にあつては、市長が認めた業種

大分類	業種
I	卸売業、小売業のうち、小売業（中分類56～60）
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
O	教育、学習支援業のうち、その他の教育、学習支援業（中分類82）
P	医療、福祉のうち、療術業（小分類835）
R	サービス業（他に分類されないもの）のうち、自動車整備業（中分類89）及び機械等修理業（中分類90）

別表2（第4条第1項）補助対象経費

使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

経費区分	内容
店舗改装費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装工事 ・使用目的が限定でき、店舗内据置又は容易に持ち運びができない備品・機械装置等。 <p>ただし、店舗改装工事と一体で購入するもの以外で、1件3万円（税抜）未満は、消耗品とみなし補助の対象外とする。</p> <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等 ・パソコン、カメラ、机、椅子等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの ・車両の購入費
在庫等処分費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業における在庫を、廃棄又は処分するために支払われる経費 ・既存事業の廃止に伴う機械装置・工具・器具・備品の処分費 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在庫を売って対価を得る場合の処分費 ・消耗品の処分費
委託費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査について調査会社を活用する場合等、事業に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費 ・専門家等から本補助事業に係る指導・アドバイスを受ける経費 ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（ホームページ作成委託等） <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る費用
広報費	<p>【対象となる経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費 ・ダイレクトメールの郵送料・メール便等の実費 ・新聞等の折り込みに係る費用 <p>【対象とならない経費の一部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切手の購入を目的とする費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業と関係のない活動に係る広報費 ・補助事業のみに係る広報費と限定できないもの
--	--

(備考)

- 次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。
 - 交付決定日より前に支払った経費
 - 交付決定日より前に契約したもの
 - 交付決定日より前に改装工事や新たな事業を開始した場合
 - 消費税及び地方消費税
 - 通信運搬費（電話代、郵送料、インターネット利用料金等）、光熱費
 - 会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料（リースを含む）
 - スキルアップ、能力開発のための研修参加費
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費
- その他定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。

別表3（第7条第1項）

No.	項目	評価の視点	加重配点	点数
1	課題認識	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題やニーズを捉えた認識になっているか ・根拠となるデータや統計があるか 		0-10
2	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題やニーズに対応する目標になっているか ・具体的な数値目標になっているか ・顧客ターゲットは明確か 		0-10
3	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の事業を拡大する新たな取組か ・業種変更の場合は、現在の事業に代わる新たな取組か ・事業のコンセプトは明確か ・目標を達成する事業内容となっているか 	×2	0-10
4	費用・収益性・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・売上及び利益計画の根拠は明確か ・客単価・客数、積算根拠に信頼性はあるか ・資金計画に妥当性はあるか ・スケジュールは適正か 	×2	0-10
5	波及性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗継続に長く貢献する事業か ・商店街の活性化に繋がる事業か 		0-10
				70

【選定基準】

- ① 1～5の項目が平均49点（7割）かつ3点以下の審査員の採点がないこと

別表4（第15条第5項）返還割合

開業期間	返還の割合	端数処理
閉店日が、開業から起算して1年に満たない場合	2 / 2	100円未満切捨て
閉店日が、開業から起算して1年以上2年未満	1 / 2	
閉店日が、開業から起算して2年以上の場合	なし	

商店街個店の活力向上事業補助金交付申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

商店街個店の活力向上事業補助金の交付を受けたいので、横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱第5条第1項規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

横浜市は、補助金交付の審査に必要な範囲で、市が審査を委託する機関、意見聴取を行う専門家等の第三者に対し、申請書類（付属する書類を含みます。）について情報提供します。
申請される方は、申請書等書類の提出をもって、情報提供について承諾したものとします。

1 補助金交付申請額

¥ _____ ・ ー

2 事業内容の概要

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第1号様式の2）
- (2) 個人にあつては税務署の受領印のある個人事業の開業・廃業等届書の写し、法人にあつては法人登記簿謄本又は登記事項証明書、商店会及び各種団体にあつては定款又は規約等の写し
- (3) 法人、商店会及び各種団体にあつては、直近3か年の貸借対照表及び損益計算書の写し
- (4) 商店会にあつては、事業計画を承認する総会等の議事録の写し
- (5) 市町村民税納税証明書又は非課税証明書
- (6) 代表者・役員等氏名一覧表（第2号様式）
- (7) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の住民票の写し
- (8) 新規事業に際して法律に基づく資格が必要な場合には、当該資格を証する書類の写し
- (9) 店舗の写真（外観1枚以上及び内観3枚以上）
- (10) その他、市長が必要と認める書類

事業計画書

1 申請者の概要等

※は法人・団体の場合のみ記載

ふりがな 団体名又は会社名※		設 立 日 ※	年 月 日
資本金（出資金）※	千円	従 業 員 数 ※	名 (うちパート・アルバイト： 名)
ふりがな 代 表 者 氏 名			
店 舗 概 要 (事 業 実 施 地)	店舗所在地：〒		
	【店舗階数： 階建ての 階】		
	商店会名：		
	店 舗 名：	店 舗 面 積：	
	業 種：	開 業 日： 年 月 日	
所有形態： <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 () ※賃貸の場合： 新規事業に対する所有者の許可を <input type="checkbox"/> すでに得ている <input type="checkbox"/> 今後相談予定			
新規事業に必要な 資 格 等 *必要な場合のみ記載	資格等の名称： <input type="checkbox"/> すでに取得済み <input type="checkbox"/> 今後取得見込み（取得見込み時期： ）		

2 事業内容

(1) 現在の事業と課題

根拠となるデータがある場合、添付資料として認めます（A4又はA3サイズ3枚以内）。

現在行っている事業の概要について記載してください。（事業コンセプトを含む）

上記事業の課題（事業改善の動機）について記載してください。

(2) 目標・新規事業におけるターゲット顧客

目 標	※本補助事業の活用により目指す目標を記載してください。 （具体的な数値を用いて記載してください。）
ターゲット顧客	【事業実施前】
	【事業実施後】
ターゲットの変更や 絞込み・設定理由	



(3) 課題解決につながる新規事業と効果

※新たな取組の詳細が分かる資料（工事図面・カタログ・ウェブページの写し、同様の事業例等）がある場合は、添付資料として認めます（A4又はA3サイズ3枚以内）。

新規事業内容：

【課題を解決する新たな取組（事業）とその効果について具体的に記載してください。】

【事業内容】

【効果（商店街への波及効果を含む）】

(4) 費用・収益性

【A】事業の見通し (月平均)

(単位：円)

		現在	1年後	2年後
売上高①			(前年比 %)	(前年比 %)
売上原価②				
経費	人件費 (注)			
	家賃			
	水道光熱費			
	広告宣伝費			
	消耗品費			
	支払利息			
	その他			
	合計③			
利益 ①-②-③			(前年比 %)	(前年比 %)
積算根拠 ※売上高、人件費について内訳を記入 (例) 客単価〇円×〇日 パート〇円×〇人	【売上高】	【売上高】	【売上高】	
	【人件費】	【人件費】	【人件費】	
新規事業が事業計画通りに進まなかった場合の対応				

(注) 個人営業の場合、事業主の分は含めません。

【B】本事業全体に係る資金計画

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	予算額	備考
横浜市補助金		
自己資金		
金融機関借入		
親族等からの借入・出資		
その他		
合計 (A)		
(2) 支出の部 (見積書の添付があるもののみを記載。また予算額は消費税込)		
区分	予算額	内容
店舗改装費		
在庫処分費		
委託費		
広報費		
合計 (B)		

※ (A) = (B)

【横浜市記載】

(単位：円)

費目	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗改装費			(B) × 1/2 = (千円未満切捨て) ※補助限度額 1,000,000 円
在庫処分費			
委託費			
広報費			
合計	(A)	(B)	(C) 円

【C】事業スケジュール（見積書徴収、工事期間、新規事業の開始時期については必ず記載してください。）

実施予定時期	具体的な実施内容

(5) 波及性・継続性

この事業による①長期的に得られる効果、②商店街全体への波及効果について記載してください。

①長期的に得られる効果
②商店街全体への波及効果

代表者・役員等氏名一覧表

年 月 日現在の代表者・役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※ 法人格を持たない団体にあつては、代表者以外の記載は不要

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所

氏名

〔 法人、各種団体にあつては、
所在地、名称及び代表者氏名 〕

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街個店の活力向上事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街個店の活力向上事業補助金については、次の条件を付けて交付することを決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額

¥ _____ . -

2 交付条件

- (1) この補助金は、商店街個店の活力向上事業実施のために使用し、他に流用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合、又は申請を取り下げるときは、速やかに商店街個店の活力向上事業廃止等届出書兼取得財産等処分届出書（第8号様式）で報告し、市長の承認を受けてください。
- (3) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
 - イ 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 事業開始後2年未満で事業を中止若しくは廃止又は店舗を移転する場合
- (4) この補助金の用途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (5) 補助事業を実施する年度の3月31日までに、商店街個店の活力向上事業実績報告書（第9号様式）を提出してください。
- (6) 事業の実施に関しては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに留意してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

第4号様式（第6条第4項）

第 年 月 日
年 月 日

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街個店の活力向上事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました商店街個店の活力向上事業補助金については、交付しないことと決定しましたので通知します。

不交付の理由

担 当 :
T E L :
F A X :

商店街個店の活力向上事業補助金交付申請取下届出書

(届出先)
横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日をもって申請した商店街個店の活力向上事業補助金交付申請を次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取下げの理由

商店街個店の活力向上事業変更承認申請書

（申請先）

横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街個店の活力向上事業について、次のとおり変更したいので承認いただきたく、横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更の時期

3 変更の内容

（1）補助事業の概要

変 更 前	変 更 後

（注）補助事業計画書に準じて記入してください。

(2) 補助事業の資金計画（※変更時において収支に変更がある場合のみ記入）

(単位：円)

(1) 収入の部		
区分	予算額	備考
横浜市補助金		
自己資金		
金融機関借入		
親族等からの借入・出資		
その他		
合計 (A)		
(2) 支出の部（見積書の添付があるもののみを記載。また予算額は消費税込）		
区分	予算額	内容
店舗改装費		
在庫処分費		
委託費		
広報費		
合計 (B)		

※ (A) = (B)

【横浜市記載】

(単位：円)

費目	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗改装費			(B) × 1/2 = (千円未満切捨て) ※補助限度額 1,000,000 円
在庫処分費			
委託費			
広報費			
合計	(A)	(B)	(C) 円

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街個店の活力向上事業変更承認通知書

年 月 日に申請がありました商店街個店の活力向上事業の変更について、次のとおり承認します。

1 既に受けた交付決定通知書の年月日及び番号

年 月 日 第 号

2 変更の時期

3 変更の内容

(変更・中止) 前	(変更・中止) 後

担 当 :
TEL :
FAX :

商店街個店の活力向上事業廃止等届出書兼取得財産等処分届出書

(届出先)

横 浜 市 長

申請者 千
住 所

団 体 名

役 職 名

代表者氏名

(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街個店の活力向上事業について、次のおり（中止・廃止・移転）したいので、横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき届け出ます。

1 店舗概要

店舗名		業種	
所在地		店舗連絡先	
商店会名			

2 (中止・廃止・移転) の理由

3 (中止・廃止・移転) の時期

4 取得財産等の処分

店舗改装費の額	
横浜市補助金交付額	

5 添付書類

- (1) 申請者が商店会にあっては、補助事業の中止又は廃止及び取得財産等がある場合、当該財産等の処分を承認する総会等の議事録の写し
- (2) その他関係書類

商店街個店の活力向上事業実績報告書

（報告先）
横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日 第 号で交付決定を受けた商店街個店の活力向上事業について、横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき関係書類を添えて実績を報告します。

1 補助金交付確定申請額

¥ _____ ・ ー

2 添付書類

- (1) 事業報告書(第9号様式の2)
- (2) 契約書等の写し。ただし、店舗改装工事を伴わないもので、1件の金額が100万円未満のものは、省略することができる。
- (3) 経費の支払いを証する書類（領収書等）の写し
- (4) 事業の実施状況を撮影した写真
- (5) 印刷物等の成果物
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

1 事業概要

店 舗 名 称	
店 舗 所 在 地	〒
業 種	
新規事業に必要な資格等の名称	※該当する場合のみ記載 (交付申請時、取得見込みであった場合は、資格等を証明する書類の写しを添付)
新規事業の概要	
営 業 日 ・ 時 間	
従業員数(内家族数)	正社員 名 (名) / パート・アルバイト 名 (名)
今後の事業展開	

2 主な実施スケジュール

店舗改装工事 年 月 日 ~ 年 月 日

新規事業開始日 年 月 日

※ 交付申請時に添付した場合のみ記入

※ 商店会にあっては、事業の実施、出店者等を決定した総会等の開催日を記載

3 資金計画報告書

(単位：円)

(1) 収入の部			
区分	予算額	決算額	備考
横浜市補助金			
自己資金			
金融機関借入			
親族等からの借入・出資			
その他			
合計 (A)			
(2) 支出の部 (領収書等の添付があるもののみを記載。また予算額・決算額は消費税抜き)			
区分	予算額	決算額	内容
店舗改装費			
在庫処分費			
委託費			
広報費			
合計 (B)			

※ (A) = (B)

【横浜市記載】

(単位：円)

費目	補助対象経費		補助金算出額
	消費税込	消費税抜	
店舗改装費			(D) × 1/2 = (千円未満切捨て) ※補助限度額 1,000,000 円
在庫処分費			
委託費			
広報費			
合計	(C)	(D)	(E) 円

(補助金交付決定額

円)

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街個店の活力向上事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に実績報告がありました商店街個店の活力向上事業については、次の条件を付けて補助金を交付することを確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

¥ _____ . -

2 補助金の交付時期

適法な請求書を受理した後、30 日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止する場合は、速やかに商店街個店の活力向上事業廃止等届出書兼取得財産等処分届出書（第 8 号様式）で報告し、市長の承認を受けてください。
- (2) この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
 - ア 横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。
 - イ 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 事業開始後 2 年未満で事業を中止若しくは廃止又は店舗を移転する場合
- (3) この補助金の使途について、必要があると認められた場合は、調査し又は報告を求めることがあります。
- (4) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から 5 年間、補助事業に係る関係諸表、当該収入及び支出についての書類を整備、保管してください。

担 当 :

T E L :

F A X :

商店街個店の活力向上事業補助金交付請求書

(請求先)

横 浜 市 長

申請者 千
住 所
団 体 名
役 職 名
フリガナ
代表者氏名

印 ※1

(TEL)

年 月 日 第 号で交付額確定通知のありました商店街個店の活力向上事業補助金を請求します。

補助金交付請求額 ￥ . 一

補助金振込先金融機関

金融機関の名称		支店等の名称	
	銀 行 信用金庫		支 店 出張所
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

※1 請求者と口座名義人が同じ場合は、押印を省略できます。
請求者と口座名義人が異なる場合は、上記の「代表者氏名」欄の右に押印のうえ、
下記に記名・押印をお願いします。

請求補助金については、上記口座に振り込んでください。

団 体 名

役 職 名

代表者氏名

印

商店街個店の活力向上事業取得財産等処分届出書

(届出先)
横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年 月 日に事業開始した商店街個店の活力向上事業について、次の理由により期間経過前に財産を処分するため、第 13 条第 2 項に基づき届け出ます。

1 店舗概要等

店舗名		商店会名	
所在地		店舗連絡先	
店舗改装費		補助金交付額	
処分財産等の種類		処分財産等の取得額	

2 処分の理由

3 添付書類

- (1) 申請者が商店会の場合、処分を承認する総会等の議事録の写し
- (2) その他関係書類

商店街個店の活力向上事業状況報告書

（報告先）

横 浜 市 長

申請者 〳
住 所
団 体 名
役 職 名
代表者氏名
(TEL)

年度に交付決定を受けた商店街個店の活力向上事業について、次のとおり報告します。

- 1 事業状況（詳細資料がある場合は添付してください。）

第 年 月 日 号

団体名
代表者 様

横浜市長 印

商店街個店の活力向上事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定した商店街個店の活力向上事業補助金については、次の理由により補助決定を 全部 ・ 一部 取り消すこととしましたので通知します。

取消しの理由

担 当 :
T E L :
F A X :